

消毒用アルコールの取扱いに 注意してください！

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第4類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合は換気が必要であるなど、注意する必要があります。



- 1 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないでください。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所等で行ってください。
- 3 消毒用アルコールの容器を設置・保存する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けてください。
また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりするなどしないでください。
- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載してください。

※消毒用アルコールの貯蔵・取扱いについては、その量に応じ、消防法や火災予防条例の規定が適用される場合がありますので、お近くの消防署へお問い合わせください。

